

証 明 願



(円)

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

請求人

(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

代理人

(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第 2 7 条の 3 の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

- 1 事件の表示
- 2 事件との関係
- 3 特許出願人（特許権者）
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 寄託機関
- 5 受託番号
- 6 交付方法
- 7 添付書類の目録
- (1) 分譲請求書
- (2)

通
通

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、特許出願中のものについては「特願○○○○ー○○○○○○」のように出願の番号を、特許権に係るものについては「特許第○○○○○○○○」のように特許番号を記載する。
- 2 「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第27条の3第1項第2号及び第3号の場合のみ記載し、同条同項第1号の場合には「事件との関係」の欄は設けるには及ばない。第2号の場合には「警告を受けた者」、第3号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付する。
- 3 「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載する（略称は認めない）。
- 4 「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載する。
- 5 「交付方法」の欄には、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「6 交付方法」の欄の次に「7 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「6 交付方法」の欄の次に「7 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 7 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3、7、8、11、14と同様とする。